

八、勞務需給調節の爲官營事業の勞務需給調査

九、各地の失業調査

一〇、職業紹介時報の發行

一一、東京市内各所に東京所在公益職業紹介所案内札  
建設

斯くて同紹介所は着々之の實績を擧げて行つたが、大正十年七月一日職業紹介法の實施せられた結果、内務省告示を以て更に本會に對し「全國公益職業紹介所の聯絡統一に關する事務取扱をなす可き旨」が指定せられ、從て同紹介所は同年七月一日より中央職業紹介局と改稱し、次の如き規定を制定實施した。

### 中央職業紹介局規定

第一條 財團法人協調會は職業紹介法に依る職業紹介所の事業の聯絡統一並に勞務の需應供給の調節を圖るの目的を以て中央職業紹介局を設置す

第二條 本局の事業左の如し

一、各職業紹介所よりの報告を綜合して全國的統計報告を作製し之を公表すること

二、職業紹介に關する刊行物を發行すること

三、各地方に於ける失業状態及び勞務需給の状況を調査すること

四、各職業紹介所間の勞務需給の調節を講ずること

五、職業紹介に従事員の養成及び講習を爲すこと

六、其他職業紹介事業の普及發達に必要なる事項